

愛恩訪問看護ステーション 運営規程

(事業の目的)

第 1 条

愛恩株式会社が開設する愛恩訪問看護ステーション(以下「ステーション」という)が行う指定訪問 看護及び、指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあっては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認めた高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第 2 条

- 1 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供にあたってステーションの介護職員などは、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第 3 条

事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

①名称

愛恩訪問看護ステーション

②所在地

愛知県名古屋市名東区町極楽四丁目 904 番地サンライズ極楽 105 号

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 4 条

ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

職種	資格	常勤(名)	非常勤(名)	備考
管理者	経験のある看護師	1		看護職員と兼務
看護職員	看護師	1	(1)	
	准看護師		(1)	
理学療法士	理学療法士		1	
作業療法士	作業療法士			
言語聴覚士	言語聴覚士			
事務職員				

(1)管理者

管理者はステーションの従業員の管理及び事業の利用の申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握 その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員等

看護職員等(准看護師除く)は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書((介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条

ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月29日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間 午前9時から午後6時までとする。
- ③ 電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とする。

(事業の内容)

第6条

事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話

- ④床ずれの予防、処置
- ⑤リハビリテーション
- ⑥ターミナルケア
- ⑦認知症患者の看護
- ⑧療養生活や介護方法の指導
- ⑨カテーテル等の管理
- ⑩ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第 7 条

1.事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、利用者の介護保険負担割合証に記載された割合に応じた額とする。

2.次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道 1 キロメートル未満 20 円

3.死後の処置料は 15,000 円とする

4. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第 8 条

通常の実業の実施地域は、名古屋市名東区、天白区、千種区、守山区、長久手市、日進市の区域とする。

(緊急時等における対応方法)

第 9 条

看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。

(その他運営についての留意事項)

第 10 条

1.ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

① 採用時研修 採用後 6 カ月以内

②継続研修 年 1 回

2.従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3.従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4. この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は愛恩訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。。

第11条

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げる通り必要な措置を講ずる。1. 虐待の防止に関する責任者の選定

2. 苦情解決体制の整備

3. 従業者の虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施(研修方法や研修計画)を定期的に行い、研修を通じて、従業者の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。

4. 従業者が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整備するほか、従業者が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

5. 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底する。

附則

この規程は令和 2 年 2 月 1 日から施行する。

この規程は令和 2 年 6 月 1 日から施行する。

この規程は令和 2 年 7 月 1 日から施行する。

この規程は令和 3 年 6 月 1 日から施行する。

この規定は令和 6 年 4 月 15 日から施行する。